

八鹿地区自治協議会規約

第1章 総則

第1条 【目的】

本会は住民自ら八鹿地区の将来像を考え、協働のまちづくりの精神をもって、自治会、各種団体が連携し、ふるさとの文化を継承する活動を通して和の心を伝え、住み良い元気なまちをつくっていくことを目的とする。

第2条 【名称】

本会は「八鹿地区自治協議会」と称し、通称「ふるさと協議会」とする。
(以下「協議会」という。)

第3条 【事務所の位置】

協議会の事務処理を行うため、事務局を次のとおり置く。
養父市八鹿町八鹿838番地2 八鹿ふれあい倶楽部内

第4条 【活動の範囲】

協議会の活動範囲は八鹿地区内とする。ただし、他の協議会と協力・連携して活動する場合はこの限りではない。

第5条 【事業】

協議会は第1条の目的を達成するために次に掲げる事業を推進する。

- (1) 八鹿地区住民相互の情報交換並びに交流・親睦に関する活動
- (2) 地域まちづくり計画の策定及びその計画に基づく事業
- (3) 地域福祉の推進と青少年育成に関する活動
- (4) 生活環境の保全と改善向上に関する活動
- (5) 防災・防火・防犯・交通安全に関する活動
- (6) 人権啓発・教育・ふるさと・歴史・文化の継承
- (7) 健康づくりと地域スポーツに関する活動
- (8) 産業振興に関する活動
- (9) 県民交流広場事業に関する活動
- (10) 市と協働で行う事業
- (11) 自治会活動と関係諸団体の連携に関する活動
- (12) 他の地域自治協議会との連携に関する活動
- (13) その他目的達成のために必要な活動

第6条 【会員】

- 1 協議会の会員は次に掲げるとおりとする。

- (1) 八鹿地区に居住する住民
- (2) 八鹿地区に所在する事業所
- (3) 八鹿地区で活動する自治会（区長会 2 区及び茶堂団地）各種団体
- (4) その他会長が必要と認める人

2 各種団体とは、次に掲げるとおりとする。

老人クラブ、女性会、スポーツクラブ 2 1 八鹿、体育委員会、小中高 P T A 協議会、子ども会連絡協議会、八鹿小学校防犯クラブ、商工会、民生児童委員会、校区内消防団、立誠舎・池田草庵顕彰会、その他学習活動や地域づくり協議会などの団体。

第7条 【役員】

1 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会 計 1名
- (4) 理 事 若干名
- (5) 監 事 2名

2 会長、副会長、会計及び監事は総会において選出する。

3 理事は区長会及び各種団体から選出する。

第8条 【役員の仕事】

1 協議会の役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その仕事を代行する。
- (3) 会計は、協議会の会計事務を処理する。
- (4) 理事は、協議会の運営に参画し会務の運営にあたる。
- (5) 監事は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告を行う。

第9条 【役員の任期】

1 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第10条 【顧問】

1 本協議会に顧問を置くことができる

2 顧問は総会の承認を経て、会長が委嘱する

第2章 会議

第11条 【会議】

1 協議会の会議は、総会、理事会及び事業部会（以下「会議」という。）とする。

2 その他、会議についての詳細は別に定める。

第12条 【会議の開催及び運営】

- 1 会議は原則公開とし、事業計画、事業報告、予算及び決算についても広く地区住民に周知するものとする。
- 2 会議を開催するにあたっては、開催日時、場所、議題について、事前に周知することを原則とする。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長又は会議の議長の決するところによる。

第13条 【総会】

- 1 総会は三役、理事、各種団体代表者等をもって構成する。
- 2 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、または総会の構成員の3分の1以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することが出来る。
- 3 総会は会長が招集する。
- 4 総会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状をもって出席に代えることが出来る。
- 5 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。
- 6 総会は次の事項を決定する。
 - (1) 地域まちづくり計画に関すること
 - (2) 規約の制定及び改廃に関すること
 - (3) 会長、副会長、会計及び監事の選出に関すること
 - (4) 協議会の事業計画、予算、事業報告及び決算に関すること
 - (5) その他、重要な事項に関すること

第14条 【理事会】

- 1 理事会は三役、区長及び事業部会部長により構成する。
- 2 理事会は総会の決定に反しない範囲において重要案件の審議並びに本会を円滑に運営するための事案を処理・決定する。
- 3 理事会は会長が招集する。
- 4 理事会は構成員の半数以上の出席をもって成立する。
- 5 会長は理事会の議長となる。
- 6 会長が必要と認める場合は顧問及び委員以外の者を出席させ意見を求めることが出来る。
- 7 緊急を要する場合、三役会で決定し執行することができる。但しこの場合、直近の理事会もしくは総会において、報告をしなければならない。

第15条 【事業部会】

- 1 総会及び理事会で決定された方針に基づき施策を実施するため、協議会に次の事業部会（以下「部会」という。）を置く。各部会は、理事会の承認を得て必要に応じてプロジェクト

チームを作ることが出来る。

- (1) 総務部会
- (2) 体育部会
- (3) 地域づくり部会
- (4) 伝承・文化部会
- (5) 福祉部会

- 2 部会には、部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長及び副部会長は、部会員の中から選出する。
- 4 部会長は、部会を代表し会務を総括する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見を求めることが出来る。
- 7 部会は、必要に応じて部会長が招集する。
- 8 自治協議会役員は、第15条第1項に規定するいずれかの事業部会に所属するものとする。所属する部会は会長が理事会の同意を得て決定する。
- 9 部会相互の情報交換と連携を図るため、必要に応じて事業部連絡会を開催することが出来る。

第16条 【事務局】

- 1 協議会の事務を処理させるため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局に、事務局長を置き、理事会の承認を得て、会長が任命する。
- 3 事務局に、必要に応じ、事務局員を置くことが出来る。
- 4 事務局長は、会務及び会計を掌握する。
- 5 事務局員は、事務局長を補佐する。

第17条 【会計】

- 1 協議会の運営等に要する経費は、会費、包括交付金、補助金、寄付金、委託料、及びその他の収入をもって充てる。
- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第3章 その他

第18条 【規約の変更】

この規約を改正しようとするときは、総会において出席者の過半数の同意を得なければならない。

第19条 【解散】

協議会の解散については、総会において出席者の4分の3以上の賛成を得なければならない。

第 20 条 【規則等への委任】

この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が理事会に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成 23 年 3 月 27 日から施行する。

この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。